

## 藤沢市教育委員会 8月臨時会会議録

日 時 2017年（平成29年）8月2日（水）  
午後2時  
場 所 市民会館第2展示集会ホール

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 議 事
  - (1) 議案第16号 平成30年度使用藤沢市立小学校用教科用図書の採択について
  - (2) 議案第17号 平成30年度使用藤沢市立中学校用教科用図書の採択について
  - (3) 議案第18号 平成30年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の採択について
- 4 閉 会

出席委員

1 番 平 岩 多恵子  
2 番 小 竹 伊津子  
3 番 中 林 奈美子  
4 番 大 津 邦 彦  
5 番 飯 島 広 美

出席事務局職員

教育部長	村 上 孝 行	教育次長	小 林 誠 二
教育部参事	神 原 勇 人	教育部参事	松 原 保
教育指導課主幹	窪 島 義 浩	教育指導課指導主事	森 谷 真佐美
教育指導課指導主事	近 藤 千 鶴	教育指導課指導主事	坪 谷 麻 貴
教育指導課指導主事	瀧 谷 典 子	教育指導課指導主事	藤 内 美 穂
教育指導課指導主事	北 野 博 三	教育指導課指導主事	山 田 大
教育指導課指導主事	柚 木 亘	教育指導課指導主事	菅 野 尚 子
教育指導課指導主事	納 富 崇 典	教育指導課指導主事	澤 野 美奈子
教育指導課指導主事	宮 崎 洋 子	教育指導課課長補佐	浅 野 智 一
書 記	西 山 勝 弘		

平岩教育長

ただいまから藤沢市教育委員会 8 月臨時会を開会いたします。

会議の開催にあたり、藤沢市教育委員会傍聴規則第 6 条第 4 項にあります写真撮影について、報道機関から事前に申請がありましたので、これを許可することといたします。

傍聴人におかれましては、傍聴券の裏面に記載している遵守事項でございます。1. 飲食し又は喫煙しないこと。2. 議事に対し批評を加え又は可否を表明しないこと。3. みだりに傍聴席を離れないこと。4. 写真、ビデオ等撮影し又は録音しない。5. 会場内の秩序を乱し又は会議の妨害となる行為をしないこと、この 5 点を守っていただき、円滑な議事進行のためご静粛してくださるよう、よろしくお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長

それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、3 番・中林委員、4 番・大津委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、3 番・中林委員、4 番・大津委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長

これより、議事に入ります。

議案第 16 号平成 30 年度使用藤沢市立小学校用教科用図書の採択についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

松原教育部参事

議案第 16 号平成 30 年度使用藤沢市立小学校用教科用図書の採択についてご説明いたします。(議案書参照)

この議案を提出いたしましたのは、小学校学習指導要領の一部改正に伴い、平成 29 年度に、新たに「特別の教科 道徳」の教科用図書を採択する必要によるものです。採択する教科用図書については、平成 30 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針に基づき、採択日程に沿って展示の実施、各小学校長による調査研究、審議委員及び調査員の委嘱又は任命、教育長による審議委員長への諮問を経て、第 2 回藤沢市教科用図書採択審議委員会におきまして、小学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の審議を行い、その会議録に「発行者別会議録概要」を添付して方針とすることが承認されております。なお、7 月 26 日に藤沢市教科用図書採択審議委員会委員長から教育長あて、平成 30 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議結果について、答申されました。

また、「特別の教科 道徳」以外の小学校用教科用図書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号、義務教育諸学

校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条第1項の規定により、平成26年度採択と同一のものを採択する必要があります。ご審議いただく教科用図書は3ページに記載しています「平成30年度使用藤沢市小学校用「特別の教科 道徳」教科用図書と、4ページに記載しています「平成30年度使用藤沢市立小学校用教科用図書」でございます。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

以上、よろしくご審議いただき、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

平岩教育長

事務局の説明が終わりました。平成30年度使用小学校用教科用図書の採択についてでございますが、本年度は平成30年度から新たに小学校において使用される「特別の教科 道徳」教科用図書について、教科書目録の中から協議の上、1発行業者のものを採択することとなります。また、「特別の教科 道徳」以外の教科については、法令により基本的には採択替えを行った時点より、4年間は同じ発行者のものを採択することとなっております。

それでは、これから平成30年度使用小学校用教科用図書のうち「特別の教科 道徳」の協議をまいります。

協議に入ります前に、私たちは採択に当たり、見本本のほかに調査研究をするのに参考とした資料を確認いたします。

はじめに、「小学校学習指導要領」です。これは文部科学省が作成し、学校の教育課程を編成する上で、また、教科書編集の根幹に当たる資料です。

次に、「教科書編修趣意書」です。これは文部科学省が教科書発行者に作成を指示したもので、教科書を編修するに当たっての趣意をまとめたものです。

次に、小学校「特別の教科 道徳」に係る小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果です。これは県の教科書選定審議会の下に置かれた専門的調査委員会が調査研究した結果で、教科書選定審議会を経まして、県教育委員会から本市教育委員会へ送付されたものです。

次に、本市教科用図書採択審議委員会の下に置かれた調査員によって作成された小学校「特別の教科 道徳」に係る「小学校用(平成30・31年度用)調査資料」です。これは県の通知及び審議委員会の方針を受けまして、学校教育に十分な経験と知識を有する者のうちから、教育委員会が調査員として8名を任命し、調査研究をした結果をまとめたものです。

次に、小学校「特別の教科 道徳」に係る「平成30年度使用教科用図

書調査書」です。これは各小学校長が、自校の教師に調査研究させたもので、各小学校長の責任のもと県の調査研究の観点等に沿って7項目の観点ごとに調査研究したものです。また、「平成30年度使用教科用図書調査書まとめ」は、各学校が調査の各観点に沿って当てはまるとされる発行者に丸をつけたものを集計したものと、各学校がその教科書を適切とする理由について、発行者ごとに一覧にした資料で、事務局がまとめたものです。

次に、「平成30年度使用教科用図書意見書」です。これは保護者及び市民向けに各小学校及び藤沢郵便局において、教科書展示会を開催した際にいただいた意見、感想です。「平成30年度使用教科用図書意見書(概要版)」は、その意見、感想を事務局がまとめたものです。また、要望書についても私たちはそれぞれ目を通しております。さらに藤沢市教科用図書採択審議委員会の審議を傍聴し、同委員会の答申を参考に調査研究を進めてまいりました。参考とした資料及び内容は以上でございます。

それでは、協議に入ります。協議方法について、私から提案させていただきます。協議方法については、私たちが調査・研究する際に使用した資料における観点を踏まえ、この場では4つの観点、1つ目、学習指導要領との関連、編修の趣旨と工夫です。2つ目、内容、教科・種目別の観点です。3つ目、構成・分量・装丁、表記・表現です。4つ目、本市の児童の実態や地域等の特性との関連です。以上を軸といたしまして、協議したいと考えます。その後、皆様のご意見を踏まえ、合議の上、本市の小学校「特別の教科 道徳」の発行者を決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、「特別の教科 道徳」について協議を始めます。発行者は「東京書籍」、「学校図書」、「教育出版」、「光村図書出版」、「日本文教出版」、「光文書院」、「学研教育みらい」、「廣済堂あかつき」です。

まず、皆様がさまざまな資料に基づき調査研究を進めてきた中で、先ほどの観点等を踏まえて採択に係る総括的なご意見をいただきたいと思えます。

大津委員

来年度から使用する「特別の教科 道徳」の採択に当たっての意見を述べさせていただきます。まず、私の考え方としては、甲乙つけがたい8者の中から次のような視点で絞り込みをいたしました。1つ目は、児童が道徳に興味を持つことが大切であるとの観点から、イラストや挿絵の使い方など「見やすさ」をポイントとした点です。2つ目は、同様に特に低学年になりますが、使いやすさも大切だろうと考え、教科書のサイズや分量、分冊の有り無し、表記等の視点も入れさせていただきました。3つ目は、

次に設問のあり方や設問の量になります。1年生は年間34時間、2年生からは年間35時間の時間数の中で授業を進めるに当たり、適切な内容と量であるかという点です。4つ目は、教材としての工夫等についての視点といたしました。以上のような視点で、8者の教科書を次の3者に絞り込みをいたしました。

1者目は、「東京書籍」になります。「東京書籍」は、設問が低学年ではやや小さく、物語との関連づけが弱く感じたものの物語の最初に問題提起があり、物語を読むうえで意識して取り組めるのではないかという点。このことで低学年のうちから、考える事への取り組みがしやすくなるのではないかと感じました。また、サイズや分量、親しみやすいイラストの使用や配置、学期ごとの振り返りがしやすいよう巻末に振り返りのページが設けられ、進める目安が分かりやすくなっている点が理由と考えました。

2者目は、「光村図書出版」になります。「光村図書出版」は、イラストがいまひとつではあるもののサイズや分量を見ても使用しやすいのではないかと考えられ、設問も物語から直接読み取れるものと、実際に自分に置き換えて考える設問へと段階を追って考えが深まるよう工夫されている点、また、学びの記録が設けられており、一定期間ごとに振り返ることができるよう工夫されている点等です。

3者目は、「学研教育みらい」です。「学研」は、サイズがやや大きめであり、低学年にはやや扱いにくい面があるかもしれませんが、イラストや挿絵等も見やすく、楽しんで授業が受けられるよう工夫されている点です。また、設問も物語ごとの設問に加え、「やってみよう」「つなげよう」「深めよう」等、物語から関連するコーナーのページを設け、さらに考えが深まるように工夫されている点です。

以上のような理由から私は3者に絞らせていただきました。

中林委員

私の意見を述べさせていただきます。8者の教科書、それから今回の提供していただいた資料すべてに目を通しました。どの者もよく考えられ、工夫されていると思いました。内容については、自分自身のこととしてとらえやすい身近な題材が多く、自分自身を見つめ、考え、仲間と議論し、多面的・多角的に物事がとらえられるように工夫されているものが多かったと思います。また、私は一保護者として、保護者向けのメッセージや目指すものは、家庭で子どもと保護者が初めての道徳の教科書を使って、一緒に学ぶことができ、一緒に考えるきっかけになり、とても良いと思います。

他の教科との関わりが分かるように表現されている者もあり、良いと思いましたし、サブタイトルがある者は、それぞれの考えや思いがよく伝わ

ってくるものもありました。特別支援、防災安全、複雑で多様な人権問題、情報モラル問題、ユニバーサルデザインなど、今の時代に求められているさまざまな課題に対する配慮がされているものが多くありました。藤沢の子どもたちには仲間や先生とともに考え、クラスの中で起きていることに置き換えたり、みんなで考えたり、意見を出し合ったりして、お互いを尊重し合える大人になってほしいと思います。

保護者の目線から見ると、教科書の大きさ、重さが気になりました。他の教科の教科書もとても立派で重いものも増えていると聞いています。新しく追加される教科ですので、少しでも軽いものが良いと思います。教育委員として小学校に伺う機会があります。教室での子どもたちの机の上を見ると、教科書、ノートのほかに筆箱、季節や学校により水筒が置いてある机もあります。ノートは発達段階に合わせて工夫されていて、書くことで考えが深まり、気づきが生まれるといった長所もあると思いますが、一方、書くこと的能力によっては短所にもなると思います。審議会の中での先生や保護者の意見として、書くことが苦手な児童にとっては、ノートの空のマス目は見ただけで苦手意識を持つかもしれないとありました。

道徳は、考えることが主で書くことが主でないこと、机のスペースや低学年、特に1年生には2冊を使いこなすことが困難な児童もいるかもしれないことを考えると、ノートはなくて良いと私は思います。教科書の中に書き込みやすく工夫がされているものもありますので、そちらの方で活用は十分かと思います。1冊でも重いものもありますが、軽いもの、生徒が扱いやすいものが私は良いと思います。

飯島委員

私は長年、中学校で教員をしていましたので、道徳の授業も何度も実際に行ってきております。そういう点でまず内容面での検討をいたしました。良い教科書というのは子ども達の心情を揺さぶるような感動的な教材、あるいは子どもたちの意見が分かれたり、多面的、多角的に考えられたりする教材のことです。結論ありきのような教材、作者の意図がわかってしまうような教材、一定の結論に導くような教材は、経験的に授業がしにくいということがあります。また、小学校の道徳の授業ですから、発達段階を考慮すると、学校生活に関わることや日常生活で起こり得る出来事や、子どもたちにとって身近な事柄が教材として多く取り入れられていることが大切です。また、高学年では、幾つかの価値観の間で揺れ動きながら物語が進んでいくような、子どもたちの心に自然と葛藤が生じるような題材が大切です。

私は現役のときに、道徳の資料の結末を伏せて、生徒に資料を与え、登場人物はどのように考え、行動するだろうか？と問いかけたものです。物

語が完結してしまうと、どうしても物語の流れに沿って考える傾向が強まるので、あえて結末を伏せることで多様な意見を引き出そうとしたわけです。このような観点で内容について調査・検討いたしました。まず、学校生活に関わることや日常生活で起こり得る出来事や、子どもたちにとって身近な事柄が教材として多く取り入れられているものは、「東書」「光村」「日文」「学研」の4者です。次に、結末が書かれていない読み物教材を取り入れているのは「光村」や「学研」でした。

以上のことから、私は、まず「光村」と「学研」の2者がとてもよく、次に「東書」が良いと考えます。「日文」については、分冊の「道徳ノート」がありますが、先ほど、中林委員からご指摘がありましたように、たくさん書くことについてどうなのかという観点と、もう1つは、子どもたちが書くというより、先生が何をポイントにして書かせるかということが大切だと思います。話し合いの流れや子どもたちの意見を聞き取った後で、先生が適切な文を書かせることが必要と考え、「日文」の方は外させていただきました。したがって、私が選んだものについては「光村」「学研」「東書」の教科書が優れていると考えます。

小竹委員

私は8者すべての教科書を拝見いたしました。低学年では同じ教材が複数の教科書で使われることも少なくありませんでした。例えば「はしの上のおおかみ」では親切な心を、「およげないりすさん」では、仲良くするにはどうすればいいか、「かさじぞう」では優しい心を紹介しています。「黄色いベンチ」では公共の物を大切に扱うことを促しています。また、どの教科書でも、高学年になるにつれてSNSについていろいろな形で触れており、情報モラルの指導もきちんとされていました。命の大切さ、いじめについてもいろいろな方向から考えることができる教材が提供されていたと思います。

いずれの教科書も内容はそれぞれ充実しており、学習指導要領に沿った構成だと思います。ただ、1年間35時間で消化していくにはかなりのボリュームがあることに驚いています。子どもたちは教材を読むことだけが目的ではなく、読んだ先に考える・話し合うという目標がありますので、現場の仕事は大変だろうというのが率直な感想です。その中から、私は「光村図書」「東京書籍」「学研教育みらい」についてお話したいと思います。3者ともに内容的には子どもの生活になじんだものが多く、教材の状況・内容が理解しやすいものであると思いました。挿絵、写真などがちりばめられており、子どもたちの教材に対する関心を引くのに有効だと思います。現場からのご意見にもあるように、それぞれの教材の後に2～3項目の発問があり、読んだ後の考えを引き出す工夫がなされていると思いました。



本市の児童にとりまして、理解しやすい内容と具体的な発問で、授業に参加させやすいと思いました。

「光村図書」ですが、1つの教材の始まりに内容を拾いやすいように、短いコメントが書かれてあります。また、“考えよう”という発問と“学びの記録”があり、振り返りに役立つと思いました。市民、保護者など一般の方のご意見にもありましたが、私も5年生での「子どもの権利条約」、6年生での「世界人権宣言」が取り上げられていることが印象的でした。国語の教科書とイメージがやや重なっておりますけれども、小学校の多くの教科で使われている大きさであり、お子さんたちが取り扱いのしやすいものです。今回の8者の中で唯一のB5版です。本市の児童にとりまして理解しやすい内容と具体的な発問で、授業に参加しやすいと思いました。

「東京書籍」もほぼ同様ですが、本の終わりに学習の振り返りがあり、考えたことを書きとめるスペースがあります。教科書の中に簡単なノートがあり便利だと思いました。身近な”食“を取り上げて、2年生での「ひろい せかいの たくさんの 人たちと」では、日本と世界の遊びや食を通して違いを紹介し、相互理解を促しています。3年生の「ぼくのおべんとう」でも日本の食文化が紹介されています。このほか折に触れて日本の伝統や文化の紹介があり、5年生と6年生では携帯電話の話題、使い方についての問題点など分かりやすく紹介しておりました。「光村図書」に比べて少々大きくなりますが、その分、文字も見やすいこと、色彩が鮮やかで見やすく、子どもの興味を引くこと、大きいけれども簡単ではあるが、ノートとしての機能も備えていることなどが本市の児童に適していると思いました。

最後に「学研教育みらい」です。こちらは前置きの話がなく、先入観がなく教材を読み込むことができます。現場でのご意見もありましたが、「やってみよう」「つなげよう」というロールプレイングがあり、自己のこととして認識し取り組むことができるのが特徴だと思いました。前二者に比べると、かなり大きな印象ですが、こちら書き込みができる部分も多く、ノートの機能も備えていると思いました。すべての教材が右上から始まる見やすい形になっています。きれいな色彩、そして字も大きく、文字の配分構成も見やすいことは、子どもが授業に集中しやすい上での大きな条件となると考えました。以上、この3者に絞り込んでみたいと思いました。

平岩教育長

私の意見も述べさせていただきます。私もすべての教科書を拝見し、各種調査資料、答申書等を拝見いたしました。私は郵便局や各学校で行われました教科書展示会での意見や各小学校長が作成した調査書に基づき意見を述べさせていただきますと思います。

展示会での保護者や市民の方からのご意見・感想を拝見いたしますと、さまざまな意見がございますが、教科書を使う学校の先生方の意見を尊重してほしいとのご意見を多数いただいております。教科書を使う学校側の意見を尊重することはとても大切だと考えておりまして、各小学校長から提出されました「教科用図書調査書まとめ」の集計表を参考とさせていただきました。集計表では1の内容から7の本市の実態や地域等の特性との関連まで7つのいずれの項目におきましても、多くの小学校が「東京書籍」「光村図書」「学研」の教科書に丸の評価をつけております。特に「特別の教科 道徳」に係る3つの観点や、本市児童の実態や地域との特性との関連については、その理由を記載していただきましたが、どの理由も賛同できる内容でございました。

少し具体的に申し上げますと、「東京書籍」も「光村」も「学研」も日常生活などの身近な課題が多く、子どもたちが自分のこととして考えやすい教材が多い。また、どちらの教科書もそれぞれ考えるための設問が設けられておりますが、問いかけが具体的で分かりやすく、自分の考えをまとめたり、多面的・多角的な議論につながるなど多くのご意見でございます。そうしたことから私も「東京書籍」、「光村」、「学研」が適当と考えているところでございます。

今までの意見をお聞きしますと、いずれの教科書につきましても、学習指導要領に沿って内容がそれぞれ充実しているということが前提にございますが、その中でも発行者の「東京書籍」と「光村図書出版」、そして「学研教育みらい」の3者につきましては、全員の方が選んでいる状況でございますので、この中から選んでいきたいと思いますが、いかがですか。特に中林委員につきましては、分冊でないものを選ぶということで、「学校図書」、「日本文教出版」、「廣済堂あかつき」は分冊がございましたけれども、分冊がない5者の中に3者が入っているということでよろしいでしょうか。

中林委員

そのとおりでございます。そのまま3者で選んでいただいでよろしいかと思っております。

平岩教育長  
飯島委員

それでは、この3者についてのご意見をお願いいたします。

先ほど教育長が言いましたが、私は学校での教職の経験がありますので、先生方の教えやすい教科書が選ばれるといいなと思っております。先ほどは内容面で教科書を比較しましたがけれども、今度は発問ということで3者を含めて8者すべての教科書を一応比較検討してみました。発問とは、子どもたちに考えさせるために教師が行う質問のことです。発問は、授業の進め方にとって決定的な役割をします。発問は授業づくりの柱と言っても

いいほど大切なもので、発問で授業の流れをつくることができると考えます。良い発問は、子どもたちの思考を促し、考えを深めたり、広げたり、話し合いを活発にしたりします。

発問の比較検討をどのように行ったかという点、8者共通に同じ教材を扱っているものが幾つかあります。例えば「はしの上のおおかみ」「ブラッドレーのせい求書」「雨のバス停留所で」「手品師」です。これらの教材には発問が載せられていますので、それらを比較検討しました。ある状況の中で、子どもたちはいろいろな体験をします。教材は間接体験ではありませんけれども、読み物の状況から切り離して、一般化することを急ぎ過ぎると、子どもの考えを深めたり、視野を広げたりするのにマイナスであると考えます。

人は、状況の中でその状況の制約の中で迷い、悩み、そして決断しながら日常生活を送っています。状況の中で、どのように考え、判断するかということが、とりもなおさず道徳的判断力や道徳的な態度を育てることにつながると考えます。ですから、発問が状況に即して考えられ、工夫されているかを吟味することはとても重要なことだと考えます。そのような観点で発問を調べてみたら、「光村」と「学研」の2者がとても優れていると思いました。共通教材以外の教材についても、比較検討しましたが、同じく「光村」と「学研」が優れていると考えます。この2者の中でさらにどちらが私として優れているかということで、さらに調査をいたしました。

「光村」ですが、「内容解説資料」に「人権上の配慮」という項目を設けていて、そこには「教科書全般にわたって、教材や挿絵に登場する人物や執筆者について性別による偏りがないようにしました。また、人種、身体的特徴などについても多様性に意を用いるとともに、人権に配慮した記述をしました。」というふうに、人権上の配慮が他者に比べて非常に深く考えられていることと、人権について本文に記述があるということで優れていると考えます。

また、同じく「光村」ですけれども、4月は、1年生は入学したてで、文字を習い始めるわけですけれども、光村の1年生の道徳の教科書は、4月の3週分の教材は絵だけで構成されています。大変細やかな配慮がされている道徳の教科書だと考え、最終的に「光村」を推薦したいと思います。

大津委員

私からは先ほど挙げさせていただいた3者の中から1者に絞り込みをして、意見を述べたいと思います。先ほどの意見に加えて、次のような点もあることから、私としては「東京書籍」を推薦したいと考えています。理由の1つは、教科書採択審議委員会での意見や一般市民の中にも意見の

あった「情報モラル」の取り上げられ方です。昨今のスマホやパソコンの普及により、子どもたちが陥りやすいネット問題をみずから考えていくことは、とても重要であると考えておりまして、「東京書籍」は、学年によって携帯電話の使用制限などについて、対立する意見なども載せられているということで、児童自身が考える力を育めると考えています。

2つ目は、同審議会においても意見が出されていますが、江ノ電等本市に関連した教材が掲載されており、初めての道徳について児童が身近に感じて興味を持ちやすいと考えられる点です。

3つ目は、今日的課題である「いじめの問題」もわかりやすく掲載されておりまして、私としては3つの理由から「東京書籍」を推薦したいと思っています。

中林委員

先ほど飯島委員の意見にもありましたが、オープンエンドで考えさせることはとても良いと思っています。これは家庭の中でもどう思う？と話ができるのではないかと思います。それから他教科と関連づけがわかるようなものが「学研」と「光村」に表記されておりまして、これも家庭で親と子どもがいろいろな形で話ができる良い工夫がされているなどと思います。学研についてはサイズが大きい分、低学年には取り扱いが難しいとは思いますが、写真や挿絵などが見やすく、イラストは題材に合わせて実写風であったり、漫画風であったりと、興味を引くように見やすく工夫がされていると思います。命の教育を最重点としてとらえている点もとても良いと思っています。

先ほどから申し上げておりますサイズの面からは、小さくて取扱いやすい光村図書出版がいいと思います。サブタイトルの「きみがいちばんひかるとき」は、素敵なタイトルで、どの学年も表紙を開けると、最初に発達段階に合わせた文章と、最後には必ず「みんなで生きてる」という言葉で締めくくられて、その1年が始まっています。これは保護者が読んでもとても共感でき、この面からも子どもたちといろいろな話ができると思いますし、裏表紙には「保護者の方へ」ということで、教科書会社の方からのメッセージも伝わってきています。

5年生の「子どもの権利条約」、6年生の「世界人権宣言」は、他者がないもので、わかりやすくスムーズに子どもたちの中に入っていきやすい工夫がされていると思いました。多様な切り口で家庭でもいろいろな話が子どもたちとできるような工夫がされていると思いますので、私は「光村図書出版」を推したいと思います。

小竹委員

私は「光村図書出版」を推薦したいと思います。理由としては、他の「東京書籍」、「学研教育みらい」は大きく見やすいということはあるけれども、

1年間で35時間消化していく、1つの課題に対して1時間で消化していくという教材の分量からすると、話の長さは適当ではないかということと、先ほど飯島委員がおっしゃいましたけれども、設問が評価できるということ、それから初めての「教科 道徳」ということで家庭の中に持ち帰りながら、話し合いができるように、適当な大きさであるというような、子どもが扱いやすい大きさということから「光村図書」がよろしいのではないかと思います。

平岩教育長

私からも意見を述べさせていただきます。「東京書籍」、「光村図書出版」、「学研教育みらい」共に学校生活に係ることとか、日常生活で起こりそうな出来事など、本当に子どもたちにとって身近な事柄が教材として多く取り入れられているということは、先ほどもお話がございましたが、この中でも「光村」につきましても、学校生活の実態ですとか、また、学校行事を考慮して内容が配置されていると考えます。そして季節感もありまして、子どもたちが自分のこととして考えやすく、議論につながる教科書だと思っております。また、「光村図書」ですが、結論が書かれていない教材が多く掲載されている特徴があると飯島委員からもお話がございましたが、私はそれはとても子どもたちが多面的・多角的に考える、そうした道徳につながるのではないかというふうに考えておりまして、以上の2点等から、私も「光村図書出版」がこの3者の中でも良いと考えております。

以上、皆様からご意見をいただきましたが、5人のうち4人が「光村図書出版」を選んでおりますので、「特別の教科 道徳」につきましても、光村図書出版でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

平岩教育長

それでは、ご異議がないようですので、「特別の教科 道徳」につきましても、「光村図書出版」といたします。

××

平岩教育長

続きまして、平成30年度使用小学校用教科用図書のうち「特別の教科 道徳」以外の協議を行います。先ほども申し上げましたとおり、法令により基本的には採択替えを行った時点より、4年間は同じ発行業者のものを採択することになっております。小学校は平成26年度に採択替えをしておりますので、平成30年度に使用する小学校用教科用図書は、議案書4ページにありますとおり、平成26年度に採択したものと同一のものを採択することになります。

それでは、このことにつきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

平岩教育長            それでは、ご異議がないようですので、議案第 16 号平成 30 年度使用藤沢市立小学校用教科用図書の採択については、「特別の教科 道徳」については、「光村図書出版」を採択し、その他の教科については、平成 26 年度採択と同一のものを採択することに決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長            次に、議案第 17 号平成 30 年度使用藤沢市立中学校用教科用図書の採択についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

松原教育部参事        議案第 17 号平成 30 年度使用藤沢市立中学校用教科用図書の採択について、ご説明いたします。（議案書 5 ページ参照）

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条及び同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、中学校用教科用図書については、平成 27 年度採択と同一のものを採択する必要によるものです。審議となる教科用図書は 7 ページに記載しています「平成 30 年度使用藤沢市立中学校用教科用図書」でございます。

それでは、議案書を読み上げます。（議案書朗読）

以上、よろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。

平岩教育長            事務局の説明が終わりました。法令により、義務教育教科用図書は、基本的には採択替えを行った時点より 4 年間は同じ発行業者のものを採択することになっております。したがって、平成 30 年度に使用する中学校用教科用図書は、議案書 7 ページにありますとおり、平成 27 年度採択と同一のものを採択することになります。

それでは、平成 30 年度使用中学校用教科用図書の採択について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

平岩教育長            それでは、ご異議がないようですので、議案第 17 号平成 30 年度使用中学校用教科用図書の採択については、平成 27 年度採択と同一のものを採択することに決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長            次に、議案第 18 号平成 30 年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の採択についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

松原教育部参事        議案第 18 号平成 30 年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しく

は中学校の特別支援学級用教科用図書の採択について、ご説明いたします。  
(議案書 8 ページ参照)

この議案を提出いたしましたのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条及び同法施行令第 15 条第 1 項並びに学校教育法附則第 9 条の規定により、採択する必要によるものです。

無償措置の対象となる特別支援学校における小中学部及び小学校若しくは中学校の特別支援学級にあつては、小学校用教科書目録、中学校用教科書目録、特別支援学校用小中学部教科書目録に登載されている教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書が給付の対象となり、これらの教科書の中から種目ごとに適した教科用図書 1 冊が児童生徒一人ひとりに給付されます。

また、高等部においては、無償措置の対象外となりますが、学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書及び教科書目録に登載されている教科書を使用することになります。

学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書につきましては、文部科学省初等中等教育局教科書課長通知を参考にして、児童生徒の障がいの種類、程度、能力、特性に最もふさわしい内容であることや、体系的に編集されていること、他教科の図書との関連性を考慮すること、高額なものに偏ることがないようにすること。さらに採択した図書が完全に給付される見込みがあることなどに留意をして審議することとしております。

採択する教科用図書につきましては、平成 30 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針に基づき採択日程に沿って、特別支援学校長及び特別支援学級設置校長による調査研究、審議委員及び調査員の委嘱又は任命、教育長による審議委員長への諮問を経て、第 2 回藤沢市教科用図書採択審議委員会におきまして審議を行い、その会議録をもって答申とすることが承認されております。なお、7 月 26 日に藤沢市教科用図書採択審議委員会委員長から教育長あて、平成 30 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議結果について答申されました。審議いただく教科用図書は、議案書の 10 ページ、11 ページに記載している教科書目録に登載しているものと、12 ページ以降に記載している一般図書でございます。一般図書につきましては、今回、新たに希望が出されたもの、複数の種目で希望が出されたもの、発行者による供給が困難となったものにそれぞれ印をつけております。また、無印のものについては、これまで本市で採択をされているものでございます。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

以上、よろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。

平岩教育長

事務局の説明が終わりました。平成 30 年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書については、教科書目録に登載されている教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書の中から採択することになっております。

それでは、これから平成 30 年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の協議をしまいにあります。つきましては、教科書目録に登載されている図書と、今まで本市で教科用図書として採択されてきた一般図書は、引き続き使用できる方向で考え、議案書 12 ページ以降にあります「新」と書かれた今回新たに希望があった図書、「□」印の書かれた複数の種目で希望があった図書について、協議を進めてまいります。

協議に入ります前に、私たちが採択に当たり、見本本のほかに、調査研究をするのに参考とした資料を確認いたします。まず、文部科学省の学習指導要領、神奈川県教育委員会から示された平成 30 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点です。

次に、平成 30 年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書調査書です。これは特別支援学級設置学校長及び特別支援学校長が自校の教師に調査研究させたものです。

次に、平成 30 年度使用特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書新規一覧表です。これは今回、新たに教科書にふさわしいとして希望があった新規図書と、複数種目で希望があった図書の内容や、児童生徒の特性を踏まえた選定理由等について事務局がまとめたものです。私たちはただいま説明いたしました資料を研究するとともに、藤沢市教科用図書採択審議委員会を傍聴し、同委員会の答申を参考に調査研究を進めてまいりました。参考とした資料及び内容は以上でございます。

それでは、協議に入ります。12 ページの「No.1 国語・書写」から 27 ページの「No.10 道徳」まで一括して協議しようと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、ご意見をお願いいたします。

小竹委員

特別支援学校そして小学校や中学校の特別支援学級では、それぞれ一人ひとりの発達が違います。年齢、学年で決めるのではなく、その児童の発達段階や特性に応じた教科書を選んでいくことが重要になると考えます。全体を拝見した上での一部ではございますが、具体的に述べさせていただきます。



きます。例えば、くもん出版の本。特にドリルです。言葉、文字、算数など、質問のスムーズステップアップ、少しずつの積み重ねの達成感が得られることにより、前に進められるという構成が良いと思います。また、子どもが興味を示しやすい食べ物、動物、乗り物を入り口として学習意欲を引き出す工夫もたくさん見られております。例えば電車の好きな人にDVDを使っての電車の紹介をし、そこから入っていきながら電車の路線図と地図をあわせて、地理的なことに興味を持たせるという形のものもあります。「デコボコえほん」のように、鮮明な美しい色彩と明確な描写に加えて、デコボコという感触を刺激して、視覚異常障がいの子にも学びやすい工夫がなされているものもあります。

いずれにしても、学校での教育の目標は、児童の将来に向けた自立であろうと思いますので、いろいろなアプローチから興味を持たせて、学習意欲を促すことが直近の課題であろうと思います。今回、提案された本は、一人ひとりの児童に合わせて想定され、選ばれたものだと思います。私は今回、教科用図書として希望のあったものをすべて採択したいと思っております。

飯島委員

私も小竹委員に賛成です。私自身、勤務校の中に特別支援学級があって、子どもたちと先生方との関わりの中で学習が進められている様子を見ました。日々の進歩、日々の力の蓄積というのは、それほど目に見えるものではありませんけれども、半年、1年をかけて子どもたちがすごく成長していく姿が見てとれます。それは子どもたちの障がいに合わせた適切な教科書を使っているということだと思います。

それから2点目ですけれども、来年の4月の教科書の採択ですので、来年の4月に新1年生に入ってくる子どもたちについては、障がいの程度が把握できていませんので、これら多くの図書の中から小学校1年生の特別支援学級あるいは白浜養護学校の担任の先生になった方は、この中から最適なものを選ぶということで、できるだけ多くの図書を採択することが最適だと思っておりますので、ここに書かれているすべての図書を一括して採択したいと考えております。

大津委員

発達段階における児童は、障がいの程度や状況等さまざまです。どのような教材を使用するかによって発達が変わってくることもあります。このようなことから教材も視覚効果のあるもの、触った感触により発達を促すもの、また、音により発達を促すものなど、より多くの教材をそろえることでさまざまな授業ができると考えます。そういう意味で、先ほどの意見と同様ですが、一括して採択できればと考えております。

中林委員

私も3人の意見と同様ですけれども、今回の本は、児童生徒を担当して

くださっている先生方が、一人ひとりの発達段階に合わせて検討されてきております。審議委員会でも、スモールステップで達成感が持てるドリルの必要性や興味のあるもの、図鑑から本が好きになる児童生徒が多いことなども伺いました。発達段階に応じてさまざまな選択肢があるほど、丁寧な指導ができることを考えますと、今回の新規図書、複数科目での希望図書すべてを採択して良いと思います。

平岩教育長

私も皆さんと同じ意見でございますので、皆様のご意見をまとめますと、日々、一人ひとり生徒に寄り添っている先生方が、今後の児童生徒の成長を願って選ばれた教科書については、選択をしていきたい。また、そうすることによって、児童一人ひとりの特性や発達段階を踏まえた教科書となると考えている、となりますので、幅広く選択するということにはしてまいりたいと思っております。発行者によります供給が困難となった図書を除きまして、新規図書と複数種目での希望図書を含めたすべての図書を教科書として採択すると思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長

それでは、ご異議がないようですので、議案第 18 号平成 30 年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の採択については、発行者による供給が困難となった図書を除き、平成 30 年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書にあります、すべての図書を教科書として採択いたします。

以上で、本日の審議の日程はすべて終了いたしました。どうもありがとうございました。

午後 3 時 01 分 閉会